別紙 1

受付 No.

オールサポート24

入会申込兼契約書

申　込　日	（西暦）　　年　　月　　日
氏　　名	（ふりがな）
生 年 月 日	（西暦）　　年　　月　　日
現　住　所	〒　　—
サービス利用住所	〒　　—　　□同上
登録電話番号	—　　—
会員プラン	月額 980円(税込)
契 約 期 間	1ヶ月（以後、毎月自動更新）
支 払 方 法	□ 口座振替 / □ クレジットカード
振替日・決済日	毎月　　日

送付先/お問い合わせ先

株式会社 TRY ALL
〒123-0841
東京都足立区西新井 5-29-1 鶴園ビル2階
TEL:03-5673-4802
FAX:03-5673-4803
（10:00～18:00　土日祝　定休日）

＊オールサポート24:0120-233-029
（24時間365日）

オールサポート24記入欄

サービス利用開始日	年　月　日
本人確認書類	

経理担当印	営業担当印	会社印

別紙 2

オールサポート24会員サービス規約

■第 1 条(規約の適用)
1. 本規約は、株式会社 TRY ALL(以下「当社」といいます)が提供する「オールサポート 24」会員サービス(以下「本サービス」といいます)の入会および利用条件を定めるものです。
2. 会員は、本規約に同意して申し込み、利用するものとします。
3. 本サービスの内容、料金および利用条件は、本規約および入会時に交付する契約書面によります。
4. 本規約は、法令により認められる会員の権利を制限するものではありません。

■第 2 条(規約の変更)
1. 当社は、会員の一般の利益に適合する場合、または変更の必要性、内容の相当性その他の事情に照らして合理的な場合に、法令に従って本規約を変更することがあります。
2. 変更内容および効力発生日は、当社ホームページ、書面その他適切な方法により、効力発生日までに周知します。
3. 会費、無料対応範囲、会員特典等の重要な変更は、会員が内容を確認し、退会を検討できる十分な期間を設けて案内します。
4. 法令上、個別の同意が必要な変更は、会員の同意を得て適用します。

■第 3 条(会員および登録住所)
1. 「会員」とは、本規約に同意して入会を申し込み、当社が承認した方をいいます。
2. 「登録住所」とは、当社に登録された会員の居住住所をいい、1 契約につき 1 戸とします。
3. 水回り、鍵、害虫、給湯器・ガスおよび電気のトラブルへの対応は、登録住所の住宅に限り、会員本人の立会いを必要とします。在宅確認サポートは、第 15 条の条件によります。
4. 車のトラブルへの対応は、対応地域内で会員本人が立ち会い、車両を使用する正当な権限を確認できる場合に限ります。
5. 会員資格の譲渡、貸与および第三者のための不正利用は禁止します。

■第 4 条(入会および利用開始)
1. 入会希望者は、WEB または書面で当社所定の申込手続きを行い、口座振替またはクレジットカード決済を登録するものとします。
2. 当社が申込内容および支払い方法の登録完了を確認し、入会を承認した日を「入会手続き完了日」とします。当社は、手続き完了日および利用開始日を案内します。
3. 本サービスおよび会員特典は、入会手続き完了日の翌日から利用できます。対象トラブルへの無料対応は、同日以降、会員資格が有効な期間中に発生したトラブルに限ります。
4. 入会手続き完了日以前に発生していたトラブルや認識していた不具合は、対象トラブルへの無料対応に含みません。暮らしのお手伝い・予防点検サポートを利用しても、これらの修理等が無料になるものではありません。
5. 虚偽の申込み、対応地域外の住宅の登録その他契約の履行が困難となる合理的な理由がある場合、入会を承認しないことがあります。

■第 5 条(利用方法および本人確認)
1. 利用時は、緊急時専用フリーダイヤルまたは当社指定の方法で、当社へ直接依頼するものとします。
2. 会員は、氏名、登録住所、連絡先、依頼内容、発生場所等、対応に必要な情報を伝えるものとします。
3. 当社は、会員資格、本人確認および住宅・車両を使用する権限の確認に必要な資料の提示を求めることがあります。鍵の解錠等で正当な権限を確認できない場合は、対応できないことがあります。
4. 当社を通さずに手配した業者の費用は、無料対応および会員特典の対象外とします。ただし、当社が事前に承認した場合を除きます。
5. 会員は、調整した訪問日時に立ち会えるよう準備し、立会いができなくなった場合は速やかに連絡するものとします。在宅確認サポートは、第 15 条の条件によります。

■第 6 条(会員証および会員情報)
1. 当社は、書面または電子的方法により、会員証または会員番号を発行します。
2. 会員は、会員証および会員番号を適切に管理し、紛失、盗難または不正利用に気付いた場合は、速やかに当社へ連絡するものとします。
3. 会員証を提示できない場合でも、当社が会員資格および本人確認を行えたときは利用できます。

■第 7 条(契約期間および更新)
1. 契約は入会手続き完了日に成立し、初回の契約期間は当該月の末日までとします。
2. 退会その他の契約終了事由がない限り、翌月以降は毎月 1 日から末日までの 1 か月単位で自動更新します。
3. 最低契約期間は設けず、第 10 条の方法により退会できます。
4. 会員特典の利用回数は第 15 条によるものとし、毎月の契約更新によってリセットされません。

■第 8 条(登録内容の変更および転居)
1. 会員は、氏名、住所、電話番号、口座・クレジットカード等の登録情報に変更が生じた場合、または登録した方法で支払いができなくなる場合、速やかに変更手続きを行うものとします。
2. 転居先でのサービスは、登録住所の変更手続き完了後に利用できます。変更前から発生していた転居先のトラブルは、対象トラブルへの無料対応に含みません。
3. 対応地域外へ転居する場合は、退会手続きを行うものとします。住所変更の届出のみでは退会となりません。
4. 届出の遅れや誤りにより対応・連絡ができなかった場合の責任は、原因および当社の責任の有無に応じ、法令に従って判断します。
5. 住所変更後も、当該暦年の会員特典の利用回数は引き継がれます。

■第 9 条(会員の協力事項および禁止事項)
1. 会員は、依頼内容を正確に伝え、安全な作業場所の確保、立会い等、サービス提供に必要な範囲で協力するものとします。
2. 所有者、管理会社等の承諾が必要な作業は、必要な承諾を得るものとします。
3. 次の行為を禁止します。
(1)虚偽申告、書類の偽造その他不正な申込み・依頼
(2)故意にトラブルを発生させ、無料対応を受けようとする行為
(3)会員資格の貸与その他第三者による不正利用
(4)従業員・提携業者への暴力、脅迫、侮辱、性的な言動その他の著しい迷惑行為
(5)正当な理由のない長時間の拘束、執拗な連絡その他業務を著しく妨げる行為
(6)法令違反または違法行為への協力を求める行為
4. 正当な問い合わせ、苦情、説明の求め等の権利行使は、禁止行為に当たりません。

■第 10 条(退会、利用停止および契約解除)
1. 退会希望者は、当社所定の退会申請書を提出するものとします。
2. 申請書が当社に到着した月の末日を退会日とし、翌月分以降の会費は発生しません。郵送は、消印日ではなく到着日を基準とします。
3. 退会日までは、会員資格が有効である限り利用できます。
4. 会員都合の退会について、退会月の会費は日割り計算せず、支払済みの会費は返金しません。ただし、クーリングオフその他法令に基づく返金を除きます。
5. 決済の停止処理の都合等により、退会日の翌月分以降の会費が引き落とされ、または決済された場合、当社から会員指定の銀行口座へ速やかに返金します。返金の振込手数料は当社が負担します。
6. 退会後は再入会できません。ただし、法令に基づく申込みの撤回・契約の取消し、または当社の誤処理による終了を除きます。
7. 支払いを怠った場合、当社は期限を定めて催告し、期限までに支払いがなければ、利用停止または契約解除を行うことがあります。
8. 禁止行為その他重大な規約違反がある場合、理由を通知して利用停止または契約解除を行うことがあります。安全確保のため緊急の場合は、先に対応を中止できます。
9. 退会、利用停止または契約解除後も、既に発生した未払いの会費・作業料金等の支払義務は消滅しません。

■第 11 条(個人情報の取扱い)
1. 当社は、個人情報保護法等の関係法令および当社のプライバシーポリシーに従い、個人情報を適切に取り扱います。
2. 個人情報は、入会審査、会員管理、本人確認、サービス・会員特典の提供、請求・返金、問い合わせ対応およびサービスに関する案内に利用します。
3. 業務に必要な範囲で、提携業者、決済代行会社等に個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託先には必要かつ適切な監督を行います。
4. 法令で認められる場合を除き、会員の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
5. 会員は、当社所定の方法で、保有個人データの開示、訂正、利用停止等を請求できます。

■第 12 条(会費および支払い)
1. 会費は月額 980 円(税込)です。入会月・退会月も同額とし、日割り計算は行いません。
2. 会費は、登録した銀行口座からの口座振替またはクレジットカードによる毎月の自動決済で支払うものとします。
3. 初回および以後の振替日・決済日、対象月および金額は、申込時に書面または WEB 画面等で案内します。カード利用代金の銀行口座からの引落日は、カード会社の定めによります。
4. 残高不足、カードの有効期限切れ・利用停止等で決済できなかった場合、当社が案内する方法および期限に従って支払うものとします。期限までに支払いがない場合は、第 10 条第 7 項によります。
5. 支払い方法の変更は、当社所定の手続きによるものとし、適用時期を当社から案内します。
6. 利用しなかった月も、契約が継続している限り会費が発生します。
7. 無料範囲を超える料金、部材費、会員特典の延長料金その他事前に承諾した有料サービスの料金は、会費とは別に、現金、銀行振込またはクレジットカードで、案内した期限までに支払うものとします。
8. 会員が銀行振込で支払う場合の振込手数料は会員負担とし、当社からの返金に係る振込手数料は当社負担とします。

■第 13 条(サービス提供上の注意および当社の責任)
1. 当社は依頼内容に応じてスタッフを手配しますが、交通、天候、依頼の集中、安全状況、部品調達等により、到着や作業完了に時間を要する場合があります。24 時間 365 日の対応は、即時実施、当日中の完了または完全な復旧を保証するものではありません。遅延や制限が見込まれる場合は、その状況を案内します。
2. 予約制の会員特典は、第 15 条に従って訪問日時を調整します。
3. 設備の状態、老朽化、製造終了等により、応急処置のみとなる場合、修理できない場合または設備交換が必要となる場合があります。
4. 人命に関わる危険、火災、ガス漏れ、犯罪等では、警察、消防、ガス会社等への連絡を優先する場合があります。
5. 当社または当社が手配した提携業者の施工不良等による不具合は、当社が窓口となり、原因確認のうえ、無償補修その他法令に従った対応を行います。
6. 当社の責めに帰すべき事由による損害は、法令に従って責任を負います。当社の責めに帰すことのできない事由による遅延・提供不能は、その事由による範囲で責任を負いません。
7. 当社都合でサービスを終了する場合、可能な限り事前に通知し、終了後の期間に対応する受領済み会費を返金します。月の途中で終了する場合は、未提供期間分を日割り計算します。

■第 14 条(クーリングオフおよび紛争解決)
1. 法令上クーリングオフが適用される場合、法定の契約書面を受け取った日から数えて 8 日以内に、書面または電磁的記録で申込みの撤回または契約解除ができます。
2. クーリングオフは、法令に従い通知を発した時に効力が生じます。退会申請書の提出や月未到着の条件は適用されません。
3. 適法なクーリングオフの場合、当社は違約金、損害賠償および提供済みの本サービスの対価を請求せず、受領済みの会費等を速やかに返金します。
4. 法定書面の不備やクーリングオフの妨害等がある場合は、関係法令に従います。
5. 準拠法は日本法とします。疑義や紛争は誠実に協議し、解決しない場合は、法令により管轄を有する裁判所で解決します。

■第 15 条(サービス内容および会員特典)
1. 本サービスは、次のトラブルに対する状況確認、一次対応および応急処置を提供します。
(1)水回りのトラブル
(2)鍵のトラブル
(3)害虫・害獣のトラブル
(4)給湯器・ガスのトラブル
(5)電気のトラブル
(6)車のトラブル
2. 受付および緊急対応は 24 時間 365 日行います。ただし、安全性、現場状況、必要な資格・機材等により、作業時期を調整する場合があります。
3. 対応地域は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県および群馬県内です。離島、立入制限のある場所等は、入会前または依頼時に対応の可否を案内します。
4. 作業は、当社または当社が手配する提携業者が行います。資格が必要な作業は有資格者が行い、電気工事は必要な登録等を備えた提携業者が対応します。資格が必要であることだけを理由に、対象トラブルの無料枠から除外しません。
5. 会員は、次の特典を利用できます。本条の「暦年」とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までをいいます。
(1)在宅確認サポート
ア 親または子である一親等の親族と連絡が取れない場合、対応地域内の当該親族の住宅を訪問し、玄関前での呼びかけ等の結果を報告します。依頼時に、親族関係、住所等の必要な情報を確認します。会員本人の現地立会いは不要です。
イ 無料で暦年 3 回まで利用できます。室内への立入り、強制解錠、捜索、介護・医療行為は含みません。在宅、健康状態または安全を保証するものではありません。
ウ 生命・身体への危険が疑われる場合は、警察・消防等への連絡を案内し、必要に応じて連携します。
(2)暮らしのお手伝いサポート
ア 軽い家具の室内移動や手の届く場所の電球交換等、スタッフ 1 名で安全に行える軽作業をお手伝いします。
イ 重量物の移動、高所作業、電気工事、廃棄物処分その他安全に行えない作業は対象外です。
ウ 電球等の必要な物品は会員が用意し、その購入費は無料範囲に含みません。
(3)住まいの予防点検サポート
ア 安全に目視できる範囲で水回りを点検し、水漏れの兆候や止水栓の位置等を報告します。分解、修理および工事は含みません。
イ 不具合がないことや将来の故障を保証するものではありません。
ウ 発見した不具合の修理等は別の依頼として扱い、無料対応の可否は第 4 条、第 16 条および第 17 条によります。有料の場合は事前見積り・了承後に実施します。
(4)ハウスクリーニング割引
ア 当社を通じて申し込んだハウスクリーニングを、当社の通常料金から 20%割引します。利用は暦年 2 回までとします。
イ 訪問日時を調整し、作業内容、通常料金および割引後の税込総額を契約前に提示します。
6. 暮らしのお手伝いサポートおよび住まいの予防点検サポートは予約制とし、登録住所で会員本人の立会いのもと提供します。各サポートは暦年 1 回、スタッフ 1 名・30 分以内を無料とします。延長は、内容および税込総額の事前見積りを提示し、会員の了承後に有料で行います。了承がない場合は無料範囲内で終了します。
7. 各特典の利用回数は別に数え、通常のトラブル対応とは別に取り扱います。暮らしのお手伝い・予防点検サポートには、第 16 条の「60 分以内・部材費 20,000 円(税込)まで」の無料枠は適用しません。

■第 16 条(無料対応範囲、有料料金およびキャンセル)
1. 第 15 条第 1 項の対象トラブルの一次対応・応急処置は、1 件につき次の範囲を無料とします。
(1)基本料金、出張料金、夜間料金および休日料金
(2)対応時間の合計 60 分以内の作業料金
(3)必要な部材費の合計 20,000 円(税込)まで
2. 対応時間は、現地到着から対応終了までとし、状況確認、点検、作業および現地説明を含みます。当社・提携業者の都合による作業と無関係な待機、移動および現地外での部品調達時間は含みません。
3. 同じ原因によるトラブルで、対応の継続や部品手配等のため再訪問する場合は同一の 1 件とし、時間・部材費を合算します。当社・提携業者の施工不良等による無償補修は、無料枠から差し引きません。
4. 60 分を超える対応は、超過時間 30 分ごとに 3,300 円(税込)とし、30 分未満の端数は 30 分として計算します。
5. 部材費が 20,000 円(税込)を超える場合、超過額は会員負担とします。内容、数量および税込価格は、使用・発注前に提示します。
6. 対象トラブルの利用回数に制限はありません。ただし、同一トラブルを分割して依頼しても、無料枠は新たに適用されません。
7. 有資格者による作業も、対象トラブルの一次対応・応急処置に該当すれば無料枠を適用します。設備の全面交換、大規模修繕・リフォーム、レッカー搬送、車両の分解整備、本格的なシロアリ駆除等は、別の有料サービスとして見積もります。
8. 有料作業は、無料枠の適用状況、作業内容および会員負担の税込総額を書面または電子的方法で提示し、了承後に着手します。追加料金も事前に説明し、了承後に実施します。
9. 現地到着前のキャンセルは、出動後でも無料です。
10. 到着後に有料作業を希望しない場合や、承諾した有料作業を中止する場合、別途のキャンセル料は請求しません。ただし、事前に承諾された内容に基づき、中止までに実際に発生した次の料金・費用は、無料枠を適用したうえで会員負担とします。
(1)無料枠を超えた対応時間の作業料金
(2)使用済み部材のうち、無料枠を超えた部材費
(3)別途契約した有料作業の実施済み部分の料金
(4)承諾を得て発注済みで、返品・取消しができない部材の必要な費用。ただし、発注前に中止時の負担条件を説明した場合に限ります。
11. 請求時は、実施済み作業、使用・発注した部材および金額の内訳を提示します。未実施の作業や発生しなかった費用は請求しません。有料作業を希望しないことを理由に、無料の基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金を後から請求することもありません。
12. ガス会社、電力会社、メーカー、管理会社等が別途行う作業の料金は無料枠に含まず、会員または当該料金を負担すべき者の負担とします。当社が有料の外部サービスを手配する場合は、可能な範囲で費用を事前案内し、了承を得ます。ただし、人命・安全確保のための緊急連絡を除きます。
13. 会員特典の無料範囲・料金は第 15 条によります。キャンセルには本条第 9 項から第 11 項を適用し、各特典の無料範囲を適用したうえで、承諾済みの実施した有料作業・延長等の料金および実際に発生した必要な費用のみを請求します。
14. 本条は、クーリングオフその他法令により認められる会員の権利を制限しません。

■第 17 条(対象外、対応できない場合および連絡先)
1. 次のトラブル・作業・費用は、通常のトラブル対応の無料枠の対象外とします。第 15 条の会員特典に該当するものは、同条の条件によります。
(1)利用開始日前に発生していたトラブル
(2)登録住所以外の住宅設備等のトラブル。ただし、在宅確認サポートを除きます。
(3)対応地域外のトラブル
(4)住宅の共用部分、公共設備等、会員に作業依頼の権限がない設備のトラブル
(5)故意に発生させたトラブル、虚偽申告または不正利用による依頼
(6)通常の点検、定期清掃、予防的な交換、改良、家具移動、電球交換等、突発的なトラブルへの一次対応に当たらない作業。ただし、暮らしのお手伝い・予防点検サポートの無料範囲を除きます。
(7)第 16 条第 7 項の大規模工事・専門作業
(8)当社を通さず手配した業者の費用。ただし、事前承認した場合を除きます。
2. 次の場合は、対応を見合わせ、中止し、または安全を確保できる方法・日時に変更することがあります。
(1)本人確認、住宅・車両を使用する権限の確認、または必要な所有者・管理会社等の承諾が得られない場合
(2)会員本人の立会いがない場合。ただし、在宅確認サポートを除きます。
(3)災害、交通規制、立入制限等で現場への到着が困難な場合
(4)高所、危険箇所、設備の状態等により、安全に作業できない場合
(5)必要な部品、機材または有資格者を確保できない場合
(6)警察、消防、ガス会社等の対応を優先すべき場合
(7)第 9 条の禁止行為により安全な対応が困難な場合
(8)法令上実施できない作業の場合
3. 対応できない場合は、可能な範囲で理由および代替方法を案内します。
4. 夜間・休日や設備の老朽化のみを理由に、一律に対象外とはしません。ただし、騒音、安全性、設備の状態等により作業が制限される場合があります。
5. 問い合わせ先および書類送付先は、次のとおりです。

【株式会社 TRY ALL】
●所在地・書類送付先:東京都足立区西新井 5-29-1 鶴蘭ビル 2 階
●問い合わせ電話番号:03-5673-4802
●問い合わせ受付時間:10:00～18:00
●緊急時専用フリーダイヤル:0120-233-029
(24 時間 365 日)

Var.1.0

別紙 3

受付 No.

重要事項確認

※以下の内容を確認し、すべて同意のうえ、各項目にチェックしてください。

☐ 本サービスの会費は、月額980円（税込）であることを確認しました。
☐ 会員サービスは、入会手続き完了日の翌日以降に発生した対象トラブルについて利用できることを確認しました。
☐ 対象トラブルへの対応について、基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金および作業時間60分以内の作業料金は無料であることを確認しました。
☐ 対象トラブルへの対応に必要な部材費は税込20,000円まで無料であり、これを超える額は会員の負担となることを確認しました。
☐ 作業時間が60分を超える場合は、超過した作業について30分ごとに3,300円（税込）の追加料金が発生することを確認しました。
☐ 無料対応の範囲を超える作業や費用が発生する場合は、作業前に内容と料金の説明を受け、了承したうえで依頼することを確認しました。
☐ 本サービスは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県および群馬県内で発生した、会員サービス規約に定める対象トラブルに利用できることを確認しました。
☐ 本サービスは月額制であり、退会手続きが完了するまで毎月継続することを確認しました。
☐ 別紙2「オールサポート24」会員サービス規約の説明を受け、その内容に同意します。
☐ 本書および申込書兼契約書の記載内容に相違がないことを確認しました。

私は、本書記載事項および別紙 2「会員サービス規約」について十分な説明を受け、その内容を理解・確認し、これに同意のうえ入会を申し込みます。

署名日：＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

会員氏名（自署）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印